

優遇措置のメリット

登録免許税が軽減

株式会社設立の際、登録に掛かる登録免許税が軽減されます。

(資本金の0.7% 0.35%)

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

(株)日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。

創業関連保証の早期利用開始

創業6ヶ月前から利用出来ます。

(創業関連保証の特例が、通常の2ヶ月前からのところ、6ヶ月前から利用出来ます。)

新創業融資制度の要件緩和

(株)日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものとみなされます。

地図



申込先

羽曳野市商工会

住所: 〒583-0854 大阪府羽曳野市軽里1-1-1

電話: 072(958)2331

FAX: 072(956)1950

富田林商工会

住所: 〒584-0012 大阪府富田林市粟ヶ池町2969-5

電話: 0721(25)1101

FAX: 0721(25)9009

お申込書

(ふりがな)			年 齢	歳
氏 名			現在の職業	
住 所				
電 話	()	F A X	()	
携帯電話	()	(ふりがな) 貴社名(屋号)		
E-mail	@			
業 種 (創業予定)				
アンケート	・全日程ご参加できますか?	参加できる	参加できない	
	・創業・創業予定時期はいつですか?	平成	年	月 創業・創業予定・未定
	・どのような内容で事業を営んでいますか(予定ですか): (
	・本セミナーの参加動機は何ですか?			
アンケート	・本セミナーをどうしてお知りになりましたか?	行政ホームページ	商工会ホームページ	
		行政広報紙	関係機関()	
		知人・友人から	その他()	

ご記入いただきました個人情報につきましては、当該事業(受講時の本人確認・受講者名簿の作成)・セミナーに関する連絡・アンケート実施・創業に関する情報提供にご利用させていただきます。